

見舞金				
給付事由	給付額	添付書類		
入院	会員が傷病で入院した時	◆ 入院期間が記載されている医師の診断書、領収書又は請求書（医療機関の発行した入院期間を証明できるもの） (注意) 入院見舞金を請求し、次回の請求は退院日が1年以上経過していないと請求できません。		
	連続して7日以上		5,000円	
	連続して14日以上		10,000円	
	連続して30日以上		20,000円	
障害見舞金	等級	1	100,000円	◆ 身体障害者手帳
		2	90,000円	
		3	80,000円	
		4	70,000円	
		5	60,000円	
		6	50,000円	
住宅災害	会員の居住する家屋及び家財等に損害を受け、罹災証明が発行された場合	20,000円	◆ 消防署等の発行する罹災証明書	

死亡弔慰金			
給付事由	給付額	添付書類	
死亡弔慰金	会員の死亡	50,000円	◆ 会員の死亡事項登載の戸籍謄本、死亡診断書、又は死体検案書のうちいずれか一つ ◆ 会員と受取人の続柄を証明する戸籍謄本抄本等 受取人の順位及び範囲は次のとおり 第1位 配偶者（同居の内縁を含む） 第2位 子 第3位 父母 第4位 孫 第5位 祖父母 第6位 兄弟姉妹
	会員の配偶者	20,000円	◆ 死亡事項登載の戸籍謄本で会員との続柄が明らかなもの ◆ 流産、死産の場合は医師の証明書又は死胎火葬許可証 会員の子 ◆ 妊娠7ヶ月以上の流産、死産及び早期新生児死亡（7日以内）を含みます。
	会員の子	10,000円	
	会員の親	10,000円	

※入院・障害・住宅災害の各見舞金及び会員・家族の死亡弔慰金については、その発生原因に災害救助法（昭和22年法律118号）が適用になるときは、支給されません。

※会員が口座番号等を誤り振込みができず再振込をした場合、その際必要になった手数料を給付金から相殺して、改めて振込みいたします。

※給付金請求書は、40ページと41ページにあります。コピーしてご利用ください。必ず表裏の2枚セットでご請求ください。

※給付金請求は、1事由毎の請求になります。2件の請求事由がある場合は給付金請求書が2枚必要です。